

アセットオーナーに共通する原則を検討するにあたり、以下の点をどのように考えるか。

- 前回ご指摘のあった「受益者等に適切に運用の成果をもたらす等の責任」（受託者責任）を柱に据えた上で、これを実現するために、どのような各論が考えられるか。その際、規模や市場における地位等に照らして、取り組むべき課題や求められる体制にどのような差があるか。

(例) ① 運用目的の明確化や運用目標の設定、運用方針の策定（基本ポートフォリオの設定等）

② 人材確保等の体制整備

- ✓ 運用目標の達成、運用方針の実施に必要な人材確保、機能する体制の構築
- ✓ 必要に応じた外部人材の登用や外部組織（金融機関やコンサルタント、OCIO、その他）の活用

③ 運用委託先・運用方法の選定・リスク管理

- ✓ 運用委託先の適切な選定（金融グループとの取引関係に左右されることの防止等の利益相反管理）
- ✓ 新興運用業者を単に業歴のみによって排除しない対応
- ✓ 運用方法の選定における対象資産の分散や流動性等の考慮、運用資産の分別管理を含む適切なリスク管理

④ 関係者のための見える化

- ✓ アセットオーナーの特性やステークホルダーに応じて必要な関係者への情報提供の実施

⑤ 投資先企業の持続的成長に資するような積極的な働きかけ

- ✓ 投資先企業との建設的な対話の実施（日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応等）
- ✓ ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合の、サステナビリティ投資の実施

- アセットオーナー・プリンシプルを策定した後、各アセットオーナーによるプリンシプルの活用や運用力の高度化を後押しする上で、プリンシプルの周知のほか、どのような取組みが考えられるか。